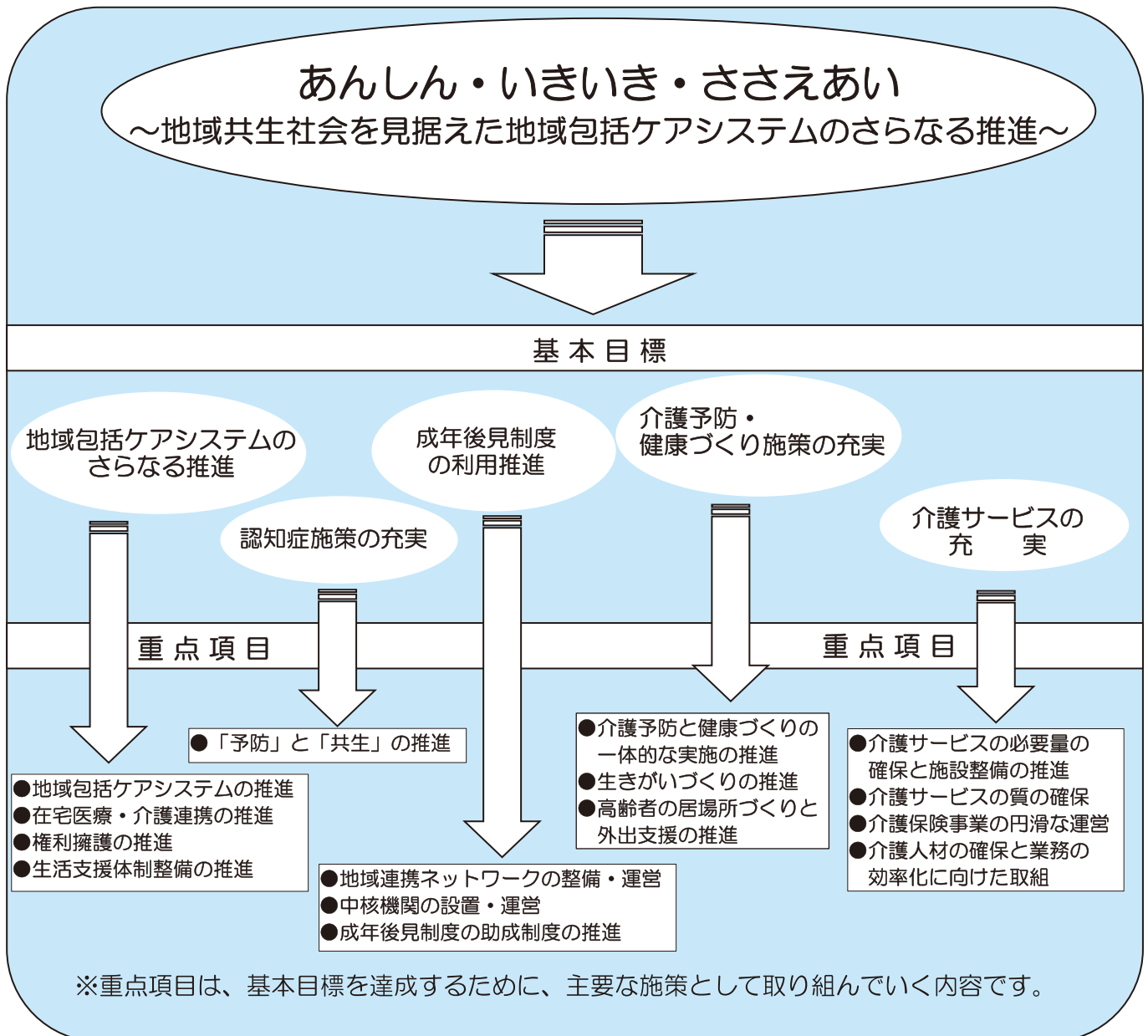


1 基本理念・基本目標

団塊の世代が、全て後期高齢者となる2025年（令和7年）には、市民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上の高齢者となると見込まれている中、住まい・医療・介護・予防などを一体化させ、地域全体で高齢者を支えるために、基本理念として、「あんしん」、「いきいき」、「ささえあい」を合言葉とし、安心して高齢期を迎えられる地域包括ケアの推進を図ります。

また、基本理念の実現のために、「地域包括ケアシステムのさらなる推進」、「認知症施策の充実」（「予防」と「共生」の充実）、「成年後見制度の利用推進」、「介護予防・健康づくり施策の充実」、「介護サービスの充実」の5つの基本目標を掲げて取り組みます。

基本理念



2 重点項目

(1) 地域包括ケアシステムのさらなる推進

急速な高齢化の進展に伴い、今後、ますます一人暮らし高齢者や認知症高齢者等の増加が見込まれている中、高齢者を取り巻く環境の変化等に適切に対応し、高齢者が地域で暮らし続けられる支援体制づくりを推進する必要があります。

高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において、生活が継続できるよう住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供できる地域包括ケアシステムを更に推進します。

ア 地域包括ケアシステムの推進

地域包括ケアシステムの中核機関となる地域包括支援センターを拠点に、日常生活圏域ごとの特性の把握・課題解決に努め、高齢者が住み慣れた地域において安心して暮らすことができるよう更に支援体制を推進します。

地域包括ケアシステムの推進にあたっては、高齢者を地域で見守り、地域全体で支える必要があります。地域で高齢者を支える体制づくりとして、地域コミュニティや民生委員などをはじめとした多様な主体との連携を更に強化します。

また、災害時や新型コロナウイルス感染症等の非日常の事態が発生した場合における高齢者支援について、災害時要援護者の避難支援対策の取組など、対策本部を中心に、市関係課と情報を共有し、連携して取り組みます。

加えて、災害時要援護者台帳等をもとに、避難誘導や安否確認等が迅速に行えるよう、関係課等と連携し、対象者の整理と情報の共有など支援体制を構築します。

イ 在宅医療・介護連携の推進

市及び医師会等が中心となり、多職種連携による包括的・継続的な在宅医療と介護の支援体制を推進するとともに、市民に対して、在宅医療・介護に関する知識の普及啓発に努めます。

ウ 権利擁護の推進（高齢者虐待の防止）

高齢者虐待の予防、早期発見等、迅速かつ適切な対応ができるネットワークを強化するとともに、認知症等により判断能力が十分でない高齢者が、地域で自立した生活を送れるよう、成年後見制度の利用を促進するほか、関係機関と連携し、適切な情報提供や普及啓発を図り、悪質商法等による消費者被害の防止に努めます。

エ 生活支援体制整備の推進

地域における支え合いなどにより、高齢者の自立した日常生活や介護者を支えることができるよう、生活支援コーディネーターが中心となり、高齢者のニーズや地域に必要な生活支援サービス（地域資源）の把握やマッチングが推進されていることから、今後は、さらに、多様な主体による支援体制の基盤整備の充実を図ります。

(2) 認知症施策の充実（「予防」と「共生」の推進）

これからの認知症施策は、「認知症の発症を遅らせる」、「進行を緩やかにする」ことと、「認知症とともに生きていく」、「認知症があってもなくても同じ社会とともに生きる」ことが大切です。

認知症の予防は、「運動不足の改善」、「糖尿病や高血圧等の生活習慣病の予防」「社会参加や役割の保持」などが、その発症を遅らせる可能性が示唆されていることから、高齢者が身近に通える場を更に充実させる必要があります。

また、「正しい知識と理解」に基づいた予防を含めた認知症への「備え」や「早期発見」・「早期対応」、適時適切な医療・介護が提供されるような体制づくりを更に推進します。

認知症は誰もがなりうるものであり、認知症の人が自分らしく暮らしやすい環境で生活するためには、認知症になっても、買い物や移動等生活の様々な場面で、障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組が必要です。

そのためには、周囲の協力や理解が十分に得られるための市民や関係機関等に対する普及啓発や見守り体制、さらに、本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みづくりを推進します。また、認知症の人の視点をできるだけくみ取り、それを活かした支援ができるような事業の展開を図ります。

(3) 成年後見制度の利用推進

認知症高齢者・知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない方々の意思を尊重し、日常生活・財産管理を社会全体で支え合うことは地域共生社会における喫緊の課題であり、成年後見制度はその課題解決のための重要な手段です。

地域において、成年後見制度の利用が必要な人の発見や支援などを推進するためにも日立市成年後見サポートセンターの機能強化（中核機関の設置等）に向けた取組を進めます。

ア 地域連携ネットワークの整備・運営

地域において権利擁護に関する支援の必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人など）の発見に努め速やかに必要な支援に結び付けます。

イ 中核機関の設置・運営

中核機関は地域連携ネットワークの事務局機能などを有する機関で、成年後見制度利用の推進には非常に重要な機関となります。日立市においては、令和元年度から成年後見制度の相談窓口として開設した日立市成年後見サポートセンター（委託先：日立市社会福祉協議会）の機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）を強化し中核機関として位置付けていけるように支援します。

ウ 成年後見制度の助成制度の推進

成年後見制度を利用したくても、自ら申し立てることが困難であったり、申し立てる親族がいなかったり、申立費用や後見人に支払う報酬を負担できない等の理由で制度を利用できない方に対し、申し立ての支援や助成等を実施し、利用の支援を推進します。

(4) 介護予防・健康づくり施策の充実

明るく活力ある超高齢社会を実現するためには、フレイル等の心身の多様な課題に対応した健康づくりと介護予防を継続的に実施し、心身共に日常生活の活動を高め、社会への参加を促し、生活の質の向上を目指すことが大切です。

そのためには、高齢者自身が心身機能の低下を予防し、地域において人と人との交流の場を充実させ、生きがいや自己実現のための取組ができるよう支援していきます。

また、高齢者が活躍できるような環境整備を図り、就業機会の充実やボランティアなど地域の中に生きがい・役割を持てるような環境づくりを推進します。

ア 介護予防と健康づくりの一体的な実施の推進

要介護、要支援状態となる高齢者の増加を防ぐため、ふれあいサロンやふれあい健康クラブなど地域の通いの場への参加により高齢者の閉じこもりを防ぎ、外出を支援する取組を推進します。高齢者一人ひとりの状況に応じた疾病予防・重症化予防、運動・栄養・口腔等のフレイル予防など、健康づくりと介護予防の一体的な取組を推進し、健康寿命のさらなる延伸を目指します。

また、シルバーリハビリ体操指導士などによる地域での自主的な介護予防活動に対する支援を行い、高齢者自らが介護予防に取り組めるよう支援するとともに、医師や歯科医師、薬剤師、保健師等専門職による介護予防の普及・啓発の取組を推進します。

イ 生きがいづくりの推進

人生100年時代を見据え、高齢者が長年培ってきた豊富な知識・経験・技術など自らの能力を活かし、主体的かつ積極的に社会参加を進めることは、生きがいづくりにもつながります。

高齢者の生涯学習、就業、就労の場を提供するボランティアの育成などへの支援を一層推進するとともに、高齢者が活躍できる環境整備を図り、就業機会の充実やボランティアなど地域の中に生きがい・役割を持てるような環境づくりを推進します。

ウ 高齢者の居場所づくりと外出支援の推進

いつでも、だれでも安心して集い交流できる高齢者の居場所づくりや、ボランティア活動及び介護予防事業等への参加を促進することが必要です。そのため、公共交通機関などの利用を推進する移動手段の確保等外出支援を進めることで、高齢者の閉じこもりや孤立を防止するとともに、介護予防を図り、高齢者が住み慣れた地域の中で、いきいきと生活を送ることができるよう推進します。

(5) 介護サービスの充実

介護保険制度の基本理念である高齢者の「自立支援」と「尊厳の保持」を基本に、高齢者が介護を必要とする際には、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、高齢者やその家族を支える介護サービスの充実・質の向上を図ります。

ア 介護サービスの必要量の確保と施設整備の推進

介護が必要となった時に、施設や自宅で健康状態や利用者のニーズに応じた介護サービスを受けることができるよう、また、介護者の負担の軽減や介護離職を防ぐため、介護サービスの必要量の確保や介護保険施設の計画的な基盤整備を図ります。

また、特別養護老人ホーム日立市萬春園については、施設の老朽化が著しいことから、施設を再整備し、入所者の生活環境の改善を図ります。

イ 介護サービスの質の確保

サービスの質の向上やサービス利用者の安全確保を図るため、サービス事業者を対象とした定期的な懇談会・研修会の開催、利用者の声をサービス改善につなげるための各種事業を展開します。

また、市に指定・指導権限がある地域密着型サービス事業者や居宅介護支援事業者等に対し、計画的・効果的かつ効率的な指導・監査を実施するとともに、適切なサービスの提供の確保に向け、本計画とあわせて策定する「日立市介護給付適正化計画」に基づいた介護給付適正化事業を推進します。

ウ 介護保険事業の円滑な運営

円滑な要介護認定を推進するとともに、低所得者に配慮した保険料の設定や利用料の軽減を図ります。

また、介護保険法の改正に伴う制度の見直しの内容などについて、周知・広報に取り組みます。

エ 介護人材の確保と業務の効率化に向けた取組

市内の介護分野における人材不足は進んでおり、且つ、これからの担い手となる現役世代が著しく減少する見通しの中で、介護事業者との連携による職場のPR促進などを通して、高齢者の介護を支える人材の確保や離職防止に努めるとともに、介護業務の効率化に向けた取組を進めます。